

事務連絡

平成25年9月19日

関係各事業所 管理者様

豊橋市 障害福祉課長

西尾 康嗣

通院等介助の取扱いについて

平素より、本市障害福祉行政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり取り扱い方針を定めましたので、
通院等介助のサービス提供の際にご留意いただきますようお願ひいたします。

豊橋市役所 障害福祉課

障害福祉サービス係 佐藤・森下

TEL : 51-2697

FAX : 56-5134

(○)

(○)

通院等介助における院内介助の取扱いについて

1. 基本的な考え方

平成20年4月25日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」(障障発第0425001号)において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」とされている。

2. 豊橋市における「場合により算定対象」の判断基準

(1) 対象サービス

通院等介助、同行援護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援

(2) 判断基準

①に該当するものについて算定対象とし、②③に該当するものについては算定対象外とする。

① 医療機関の対応を基本とするが、医療機関での対応が困難で、障害の状況等の個別具体的な事情により院内の介助が必要と認められる場合は、「3支援にあたっての事務取扱」のもと、下記ケースに該当する支援を提供した時間について算定対象とする。なお、障害児の通院等介助については、障害があることによって家族だけでの対応が困難な場合、下記ケースに該当する支援を提供した時間について算定対象とする。

記

- ア. 障害の特性により常時付き添いによる危険回避等の支援が必要な場合
 - イ. 移動や排せつ介助などの身体的介護を必要とする場合
 - ウ. 障害の特性と病院の構造等により院内の移動や受診手続き等に一定の支援が必要な場合
 - エ. その他、院内における支援が必要と判断される場合
- ②診療、検査、リハビリなど医療行為を提供している時間帯
③支援を行う必要のない待ち時間等、支援提供が行われていない時間帯

3. 支援にあたっての事務取扱

- (1) 院内介助の必要性について、十分検討し、検討した内容をサービス等利用計画及び居宅介護計画等の個別支援計画に記載する。その際、医療機関での対応が可能かどうかの確認を行い、確認した内容についても記載する。
- (2) 同計画を事前に障害福祉課へ提出する。
- (3) サービス提供記録に具体的な支援内容を詳細に記録する。

4. 適用日

平成25年11月1日

通院等介助の院内介助について

Q 1 : サービス等計画のどこに院内介助が必要なことを記載するのか。

A 1 : サービス等利用計画の「通院等介助」を記入した行の留意事項に病院名、病院での対応の可否、院内介助が必要な理由を明記してください。

具体的な支援内容については、居宅介護事業所の個別支援計画で記入してください。

Q 2 : 計画作成日はいつにするのか。

A 2 : サービス等利用計画は、院内介助の取扱いを記入した日で作成してください。

なお、サービス等利用計画作成料の請求はできません。

Q 3 : 病院の職員にはヘルパーか相談員どちらが確認を行うのか。

A 3 : 各医療機関には、ヘルパー、相談員のいずれかが確認してください。

Q 4 : ヘルパー事業所が作成する個別支援計画に、病院で確認した内容を記載するのか。

A 4 : 個別支援計画には、病院院内において具体的に提供する支援を記入してください。

また、病院での確認事項、確認者氏名も記載してください。

Q 5 : 複数の病院を受診している場合は病院によって対応が異なるのか。

A 5 : 複数の病院に通院していて、病院によって院内の対応が異なる場合、各病院によって提供する支援も変わってくるので、個別支援計画にもその旨を記載してください。

Q 6 : 指定相談支援事業所にも今回の通知文を送付しているのか。

A 6 : 市内相談支援事業所、市内障害福祉サービス居宅介護事業所、及び市内介護保険事業所（地域包括支援センター及び居宅介護事業所）に通知いたしました。